

令和2年度

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金

公募要領

※なお、この公募は、令和2年度予算の成立等を前提に
募集の手続きを行うものです。

令和2年1月

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギーシステム課

水素・燃料電池戦略室

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に係る補助事業者の 公募について

令和2年1月30日
経済産業省資源エネルギー庁
新エネルギーシステム課
水素・燃料電池戦略室

令和2年度燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金に係る補助事業者を公募します。

※本公募は、令和2年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。本事業は、令和2年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。そのため、今後内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

1. 通則

本事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びその他の法令、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の定めにより、実施されるものです。

2. 目的

この補助金は、次に掲げる燃料電池システムの導入事業(以下「間接補助事業」と総称する。)に要する経費に対して、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が、当該経費の一部を補助する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

(1) 家庭用燃料電池システム導入支援事業

家庭用(定格発電出力1.5kW以下)の燃料電池システムを導入する事業

(2) 業務・産業用燃料電池システム導入支援事業

業務・産業用(定格発電出力1.5kW超)の燃料電池システムを導入する事業

3. 事業内容

平成21年度から世界に先駆けて本格販売が開始され、省エネやCO2削減に寄与する家庭用燃料電池システム(エネファーム)の早期の自立的な市場の確立や、平成29年度から市場投入された業務・産業用燃料電池システムの円滑な市場展開を支援することを目的として、これらの設置を行う者に対して、補助金を交付する事業です。(別紙参照)

4. 事業スキーム



5. 応募資格

次の(1)～(7)までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- (1) 当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有し、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (2) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 当該補助事業に係る普及促進を行う能力を有すること。
- (5) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- (6) 当該補助事業終了後、間接補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- (7) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準ずるもの(様式自由)を10. に記載する提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 団体概要、直近の決算報告書等(経営基盤が判断できるもの)
- (2) 実施体制及び事業・技術に関する事業部等の組織に関する説明書
- (3) 当該事業に関連した実績
- (4) 補助事業の要件(補助対象設備、補助対象経費等)及びその審査に関する説明書
- (5) 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び採択方法に関する説明書
- (6) 事業の効果の把握及び評価に関する説明書
- (7) 本事業を実施するに当たっての計画書及び財政計画書

* 応募書類は、A4サイズで両面印刷とし、10部提出するものとする。

7. 公募期間

令和2年1月30日(木)～令和2年2月20日(木)18:00(郵送の場合は必着)

* 補助事業者(執行団体)の決定については、令和2年2月下旬を予定。

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

提案書の審査は、下記の観点で相対的に評価します。

- ・当庁の方針に合致した事業目的・事業内容となっているか。
- ・本補助事業を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有しているか。
- ・補助事業の実施体制、実施スケジュール、予算額等は明確となっており、かつ効率的なものか。
- ・提案内容は、補助事業の要件を踏まえた具体性のあるものか。
- ・補助事業に係る経理等の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ・本事業の広報を図る能力があるか。

9. その他

下記事項についてあらかじめ御了承ください。

- (1) 受理した申請書等は返却しないこと。
- (2) 採択については、後日、資源エネルギー庁ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせについては応じないこと。
- (3) 契約の際に、事業内容、積算等について協議する場合があること。
- (4) 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^{※1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者(執行団体等)が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)についても、法人インフォメーション^{※2}に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者(執行団体等)は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者(執行団体等)に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者(執行団体等)はその指示に従わなければなりません。

- (※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インター

ネットを通じて公開すること。

(※2)法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

10. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギーシステム課 水素・燃料電池戦略室

担当：宇賀山、木村

電話 03-3501-7807

FAX 03-3580-5308

補助事業要件

1. 補助事業

(1) 事業予定額

① 燃料電池システム導入支援事業費 3,500百万円(注1)

(注1) 令和2年度政府予算案を前提とするもので、現時点での予定額である。

② 事業管理費 500百万円(注2)

(注2) 令和2年度政府予算案を前提とするもので、現時点での予定額である。

(2) 補助対象経費の区分

① 燃料電池システム導入支援事業費

家庭用燃料電池システム導入支援事業(家庭用燃料電池システムの導入に要する経費の一部を補助する事業)及び業務・産業用燃料電池システム導入支援事業(業務・産業用燃料電池システムの導入に要する経費の一部を補助する事業)に要する経費

② 事業管理費

労務費、募集説明会等費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、物品費、消耗品費、システム運用費、調査費、事務所維持費、光熱水料、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)

(3) 補助率

定額

※間接補助事業に係る補助率については下記参照

(4) 事業実施期間

交付決定日～令和3年3月31日(原則、単年度事業)

2. 間接補助事業(予定)

(1) 補助対象機器

規模要件等を満たす燃料電池システム

(2) 補助対象経費

補助対象機器に係る機器費及び設置工事費等

(3) 募集方法

公募により受付